

## **資料 2**

### **機能要件における論点**

# 1. 機能要件策定の考え方

## 1-1. 機能要件案の作成方法

機能要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した機能一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成しました。事前に配布、収集したご意見を踏まえ、論点の協議等を行います

機能要件比較表

	ツリー構成		機能要件								
	大項目	中項目	ベンダー-A	ベンダー-B	ベンダー-C	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー
1-1	資格異動	資格取得	...	...	...	...	...			...	
1-2		種別変更	...	...	...	...	...			...	

自治体・ベンダーからの受領した設計書等より、機能をつリー図に紐づけし、機能内容を記載

機能・帳票要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様 (案)	要件種別 (必須/オプション/ 実装不可)	論点・留意点・ 要確認点など
	大項目	中項目			
1-1-1	資格異動	資格取得	新規資格取得／取得訂正／取得取消の登録ができること。 【管理項目】 .....	必須  後述	...
1-1-2					

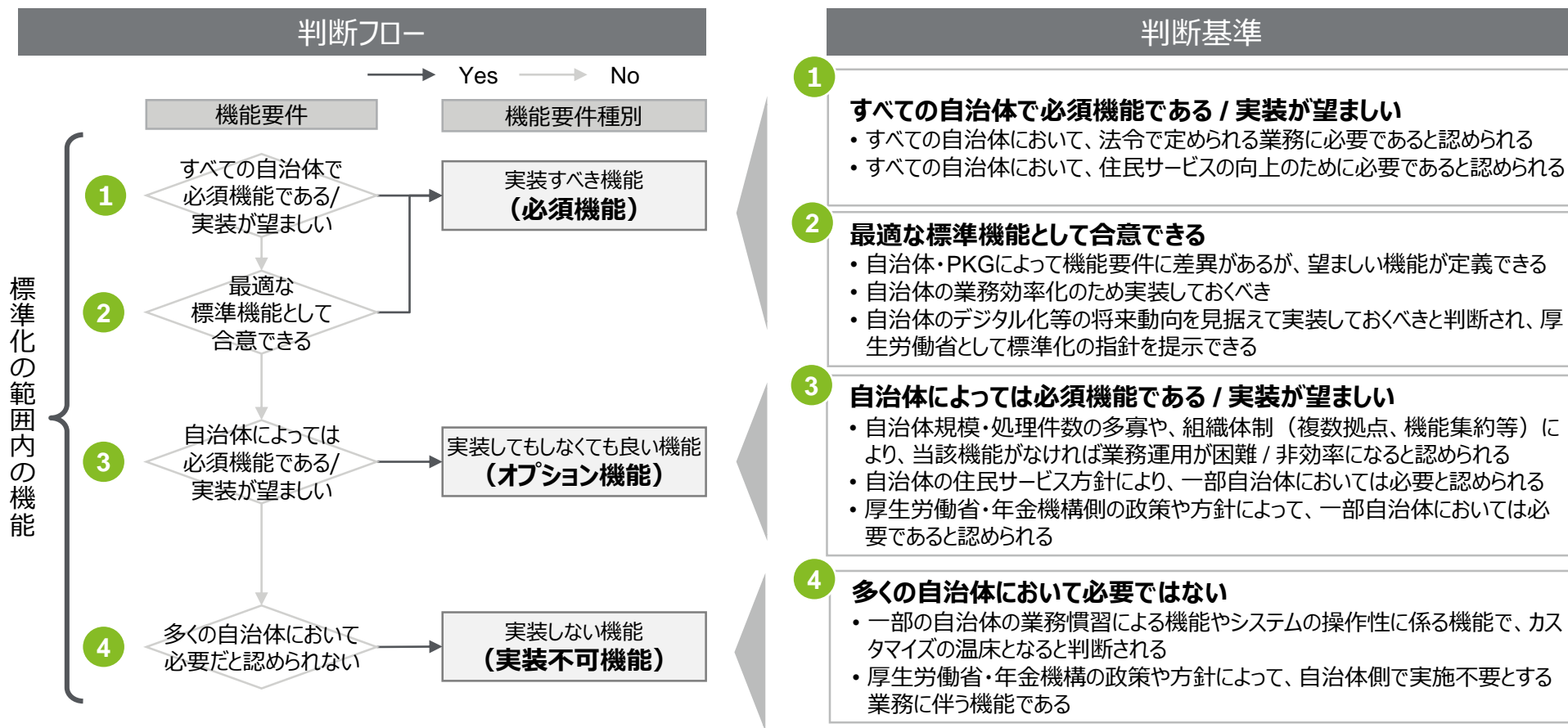
- 機能比較表をもとに集約した仕様を記載
- 比較対象の機能にばらつきがある場合は、標準仕様(案)として定めた要件の考え方・根拠も記載

ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

# 1. 機能要件策定の考え方

## 1-2. 要件種別の判断基準

標準仕様（機能・帳票要件）では、デジタル庁が示す標準化方針に従って、以下の判断フロー・判断基準をもとに機能・帳票要件の各項目について、「必須機能」・「オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定します



- 標準化の範囲内で、上記のように定義しない機能（＝標準仕様書に明記されていない機能）は、実装しない機能（実装不可機能）とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

# 1. 機能要件策定の考え方

## 1-3. 要件種別の判断基準（一次判断方法）

第1回研究会で提示した一次判断基準について、各ベンダー・自治体の要件記載粒度に差異がある状況を踏まえ、必要に応じ事務局判断で要件追加、もしくは要件必須の判断を行った上で、機能要件を策定しております

\*\*10団体はベンダー、自治体双方を含む

要件種別の判断基準（前頁の内容）	一次判断の基準（見直し案）*
<p><b>1</b></p> <p><b>すべての自治体で必須機能である / 実装が望ましい</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>すべての自治体において、法令で定められる業務に必要であると認められる</li><li>すべての自治体において、住民サービスの向上のために必要であると認められる</li><li>自治体の業務効率化のため実装しておくべき</li></ul> <p>実装すべき機能 (必須機能)</p>	<p>ア) 10団体** にすべてに実装されている</p> <p>ただし キ) に該当しないこと</p>
<p><b>2</b></p> <p><b>最適な標準機能として合意できる</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>自治体・PKGによって機能要件に差異があるが、望ましい機能が定義できる</li><li>自治体の業務効率化のため実装しておくべき</li><li>自治体のデジタル化等の将来動向を見据えて実装しておくべきと判断され、厚生労働省として標準化の指針を提示できる</li></ul>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>イ) 10団体** のうち、<u>5</u>団体以上で実装されている</p> <p>ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見があるなど、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される</p>
<p><b>3</b></p> <p><b>自治体によっては必須機能である / 実装が望ましい</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>自治体規模・処理件数の多寡や、組織体制（複数拠点、機能集約等）により、当該機能がなければ業務運用が困難 / 非効率になると認められる</li><li>自治体の住民サービス方針により、一部自治体においては必要と認められる</li><li>厚生労働省・年金機構側の政策や方針によって、一部自治体においては必要であると認められる</li></ul> <p>実装してもしなくても良い機能 (オプション機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>エ) 10団体** のうち、<u>1</u>団体以上で実装されている</p> <p>オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる</p>
<p><b>4</b></p> <p><b>多くの自治体において必要ではない</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>一部の自治体の業務慣習による機能やシステムの操作性に係る機能で、カスタマイズの温床となると判断される</li><li>厚生労働省・年金機構の政策や方針によって、自治体側で実施不要とする業務に伴う機能である</li></ul> <p>実装しない機能 (実装不可機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>カ) 10団体** のいずれも実装されていない</p> <p>キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治体で対応不要となる業務に付随する</p>

# (参考) デジタル庁が示す標準化の作業方針

## 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。

※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム	
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	原則 標準仕様の範囲
実装不可機能	－ (実装不可)	－ (実装不可)	－ (実装不可)	
標準オプション機能A	●	●		
標準オプション機能B	●			
自治体による 選択	A市	B市	C市	例外 必要最小限度にとどめる

出典：「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について（令和3年1月改定）」

## 2. 本ワーキングチームにおける討議対象

事前にご確認したご意見については、以下の区分にて振り分けし、そのうち、「討議」とするものについて議論を進めていきます

### 頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

No.	ご意見区分		取り扱い方針	ご意見総数
1-1	討議事項	ワーキングチーム	✓ ワーキングチーム（本会合）において討議する	24
1-2		バンダー分科会	✓ バンダー分科会において討議する	152
2	指摘	—	✓ ご指摘を踏まえ、機能要件等を修正する （事務局にて修正後、次回研究会に先立ち、構成員各位へ提示、確認依頼予定）	1092
3	質問	—	✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示	103

本日の討議対象

### 3. 協議事項一覧

機能要件に関する協議事項は次の7項目となります

詳細については配布した機能・帳票要件もあわせてご確認いただき、適宜、参照しながら検討を進めます

区分	内容	
協議事項	共通①	✓ 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針
	共通②	✓ 住民税システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針
	共通③	✓ 住民記録システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針
	共通④	✓ 生活保護システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針
	共通⑤	✓ 一括処理に関する要望・要件
	共通⑥	✓ 過去の情報の管理範囲
	個別①	✓ DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件

## (補足) 討議事項以外の項目

討議事項以外の指摘、質問については、以下の件数をいただいています

区分		計
討議事項		176
指摘	機能・帳票要件を修正	1,092
	その他修正	0
	計	1,092
質問		103
合計		1,371

区分		計	
機能・帳票要件を修正	共通	-	135
	資格異動	1.1.資格取得	40
		1.2.種別変更	21
		1.3.資格喪失(死亡)	24
		1.4.資格喪失(海外転出)	22
		1.5.資格喪失(60歳到達)	25
		1.6.資格喪失(その他)	36
		1.7.国内転入	21
		1.8.国内転出	29
		1.9.氏名・性別・生年月日変更	40
		1.10.追加・訂正	19
		1.11.不在	20
	免除	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	59
		2.2.学生納付特例申請書受理・審査	50
		2.3.免除理由該当等届受理・審査	36
		2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	39
	付加	3.1.付加加入	26
		3.2.付加辞退	26
	給付	4.1.年金請求書等受理・審査	93
		4.2.年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	61
	年金機構報告・年金機構からの情報登録	5.1.年金機構への報告・送付	70
		5.2.年金機構からの情報登録	10
	情報提供・その他	6.1.所得情報提供(免除勸奨)	41
	6.2.所得情報提供(継続免除)	31	
	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	31	
	6.4.所得情報提供(年金受給者)	39	
	6.5.公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)	11	
	6.6.住民記録システム情報提供	9	
	6.7.所得証明(年金生活者支援給付金)	2	
	6.8.通知書再交付申請書受理	7	
統計・報告	7.1.統計事務	19	
		計	1,092



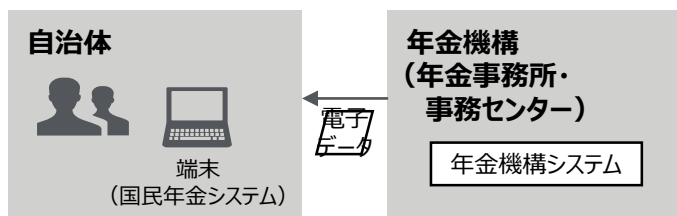
## 4. 討議

### 4-1. 共通①：年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱方針

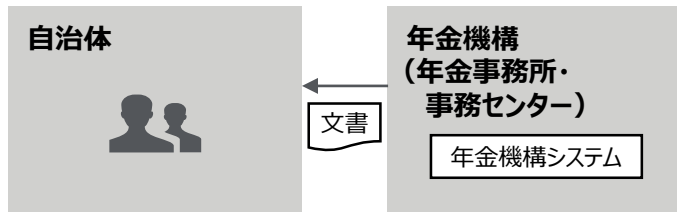
「被保険者情報管理」や「年金機構からの情報登録」において、「年金機構しか保持していない」「登録は労力がかかり、情報照会が現実的」等のご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

#### 連携パターン

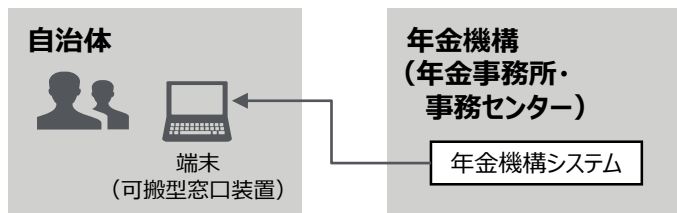
##### パターン①：電子媒体授受による連携



##### パターン②：オフライン（照会：文書回答）



##### パターン③：オフライン（可搬型窓口装置利用）



#### 年金機構が保持（連携を受ける）情報

対象			連携パターン（案）		
			①	②	③
共通	1	被保険者に関する基本情報	-	○	○
	2	受給者に関する基本情報	-	○	○
報告関連	3	資格関係等の処理結果	○	-	-
	4	第1号・第3号被保険者資格喪失一覧	○	-	-
	5	20歳到達者一覧	○	-	-
	6	適用勤奨対象・職権適用対象者一覧	○	-	-
送付関連	7	免除申請承認（却下）通知書発行一覧表	○	-	-
	8	学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表	○	-	-
	9	保険料免除理由該当・消滅処理	○	-	-
	10	産前産後免除該当の処理結果一覧表	○	-	-
	11	付加保険料納付該当・辞退該当の一覧表	○	-	-
	12	居所未登録整理結果通知書	○	-	-
	13	年金生活者支援給付金認定結果	○	-	-
	14	裁定結果	○	-	-
他	15	所得情報提供依頼	○	○	-

#### 【論点】

- 年金機構保持情報のうち、国民年金等システムに登録が必要な情報はどれか
  - 登録不要（情報照会/可搬型窓口装置（WMを活用）領域はどこか

✓ 国民年金等システムに登録する情報については、対象とする情報の整理統合、情報連携のあり方の検討を引き続き行う

## 4. 討議

### 4-2. 共通②：住民税システムと国民年金等システムとの連携方針

「被保険者情報管理」や「免除・納付猶予申請書受理・審査」等において、「所得情報は個人住民税システムで一元管理し、年金システムは必要に応じて参照するのが良い」等のご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

#### 税情報（所得情報）を利用するタイミング

対象業務		利用プロセス
1	資格異動	-
2	免除	・内容確認 (免除・納付猶予申請書受理・審査)
3	付加	-
4	給付	・内容確認 (年金請求書等受理・審査／年金生活者支援給付金請求書等受理・審査)
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	-
6	情報提供・その他	・内容確認 (所得情報提供(免除勧奨)／所得情報提供(継続免除)／所得情報提供(年金生活者支援給付金)／所得情報提供(年金受給者)／公用照会対応／所得証明(年金生活者支援給付金))
7	統計・報告	-

#### 住民税システムから連携を受ける情報

連携項目(例)		備考	
1	住民票コード	-	
2	氏名	住民票コードで特定できる場合不要	
3	生年月日	住民票コードで特定できる場合不要	
4	税情報	年	-
		所得	所得情報提供のために必要
		税額	-
	扶養	16歳以上19歳未満の扶養親族数を確認するために必要	
5	個人番号	-	

#### 【論点】

- 業務上、必要な情報は何か
  - 必要な情報は住民税システムから連携を受けることで必要な情報は全て満たせるか

✓ リアルタイム連携にて情報を取得することを基本とし、個別に保持する項目は最低限とする ※国民年金システムとして必要となる要件は必要に応じて仕様に明記

## 4. 討議

### 4-3. 共通③：住民記録システムと国民年金等システムとの連携方針

「被保険者情報管理」等において、「一括で住民記録システムから連携を受けることを前提とすべき」「住民記録システムにて情報は一元管理し、必要に応じて参照すべき」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

\* 出所：住民記録システム標準仕様書第1版

#### 住民記録システム上のデータ\*と各業務における利用情報

区分	住民記録システム管理項目*	資格異動	免除	付加	給付	送付・報告、 情報登録	情報提供・ その他	
1	住民データ <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人住民データ（住民票記載事項に当たる項目、その他項目）、外国人</li> <li>個人票／世帯票</li> <li>旧氏・通称</li> <li>宛名番号・世帯番号</li> <li>郵便番号</li> <li>除票（住民票の除票固有の記載事項に当たる項目／その他項目）</li> <li>世帯主、続柄</li> <li>本籍・筆頭者</li> <li>統合記載欄（A（異動履歴）、B（留意事項）、C（備考））</li> <li>支援対象者情報</li> <li>メモ</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	
		被保険者・受給者に関する基本項目（最新情報は住民記録システムを参照、連携は日次でよい）						
		○	○	○	○	○	○	
		○	○	-	-	○	○	
		-	○	-	-	-	-	
		○	-	-	-	○	-	
		-	-	-	-	-	-	
2	異動履歴データ <ul style="list-style-type: none"> <li>異動履歴／異動事由</li> </ul>	○	-	-	-	○	-	
3	その他の管理項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>マスタ（本庁・支所、住居表示・地番、住所辞書、方書、地区、和暦・西暦）</li> <li>公印、交付履歴、認証者</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	
		公印については帳票要件にて討議						

#### 【論点①】

- 住民記録システムとの連携は（システム負荷の観点から）日次を原則とすることでよい
  - リアルタイムの情報を参照する必要がある場合は住民記録システムを利用することでよい
  - あるいは、リアルタイムで連携する機能も要件化するか、その場合、必要は業務領域はどこか

✓ リアルタイム連携による情報取得を基本とし、国民年金システムでは情報保持しないことを原則とする（個別に保持が必要な項目がある場合でも最低限）

#### 【論点②】

- 国民年金システムにて便宜的に登録しておく項目の有無（例 外国人フリカナ）
  - 許容時、逆連携はしない整理でよい

第2回ワーキングチーム（11/11）における討議結果

## 4. 討議

### 4-4. 共通④：生活保護システムと国民年金等システムとの連携方針

「生活保護該当者の履歴情報表示及び生活保護情報の追加、変更、削除」要件に対し、「これまでの事例では少ない、オプションとすべき」「生活保護システムからの連携が妥当」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

生活保護情報を利用するタイミング

対象業務		利用プロセス
1	資格異動	-
2	免除	内容確認 (免除・納付猶予申請書受理・審査)
3	付加	-
4	給付	-
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	-
6	情報提供・その他	-
7	統計・報告	-

生活保護システムから連携を受ける情報

連携項目 (例)		備考
免除の 内容確認に 必要な 情報	1	住民票コード -
	2	氏名 住民票コードで特定できる場合不要
	3	生年月日 住民票コードで特定できる場合不要
	4	受け始めた日 免除開始月を判断するために必要
	5	個人番号 -

#### 【論点】

- 業務上、必要な情報は何か
  - 必要な情報は生活保護システムから連携を受けることで必要な情報は全て満たせるか
  - 上記に鑑み、生活保護システムから連携を受けることを標準仕様化することは妥当か（都度、生活保護システムを参照する運用では負荷が高いか）

✓ リアルタイム連携にて情報を取得することを基本とし、個別に保持する項目は最低限とする ※国民年金システムとして必要となる要件は必要に応じて仕様に明記

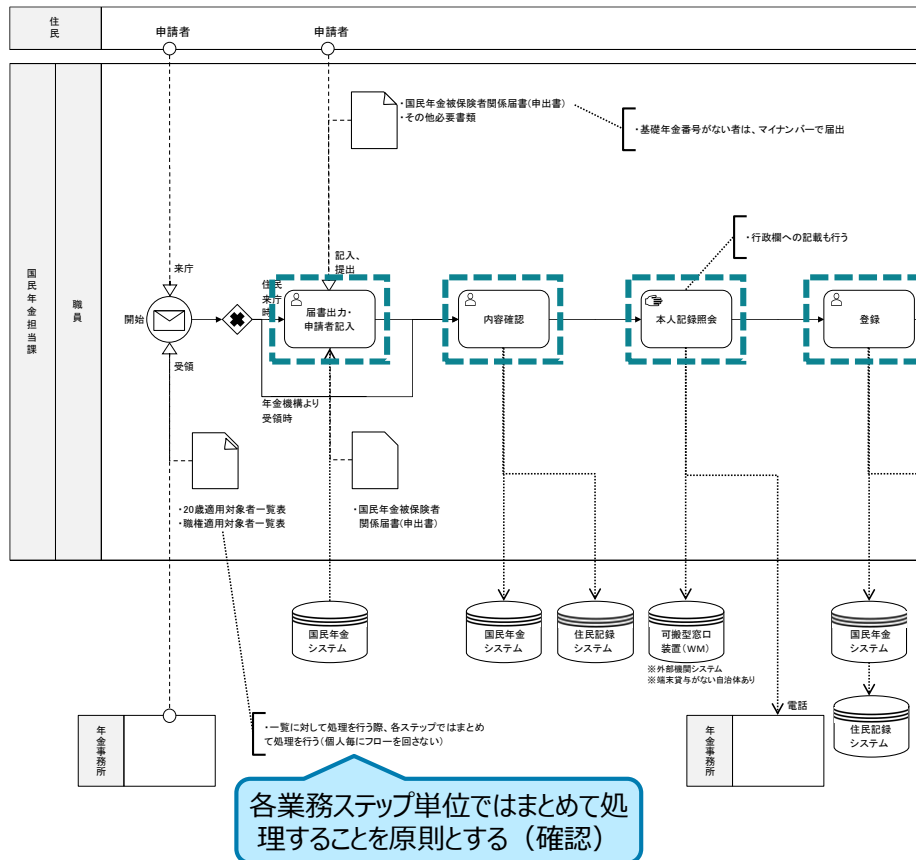
# 4. 討議

## 4-5. 共通⑤：一括処理に関する要望・要件

「法定免除」「産前産後免除」「給付に係る異動」を一括で処理する要件に対し、「これまでのパッケージ導入では事例がなく、必須とするか」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

### 一括処理実施単位の考え方

#### 業務フロー（1.1.資格取得）抜粋



### 一括処理対象

対象業務	利用プロセス
1 資格異動	—
2 免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録（免除・納付猶予申請書受理・審査）</li> <li>登録（学生納付特例申請書受理・審査）</li> <li>登録（免除理由該当等届受理・審査）</li> <li>登録（産前・産後免除申請書受理・審査）</li> </ul>
3 付加	—
4 給付	—
5 年金機構への報告・年金機構からの情報登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録及び受付簿作成（年金請求書等受理・審査）</li> <li>登録及び受付簿作成（年金生活者支援助付金請求書等受理・審査）</li> </ul>
6 情報提供・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容確認（所得情報提供（免除勧奨））</li> <li>内容確認（公用照会対応（免除・年金生活者支援助付金））</li> <li>内容確認（住基情報提供（情報連携で機密が取得不可の情報））</li> <li>内容確認（所得証明（年金生活者支援助付金））</li> </ul>
7 統計・報告	—

#### 【論点】

- 一括処理機能を設ける場合、どの機能を対象とするか
  - 一括処理により業務改善が見込まれる領域はあるか

✓ リアルタイム処理を基本とする（一括バッチ処理は優先度低）

## 4. 討議

### 4-6. 共通⑥：過去の情報の管理範囲

共通機能としての「検索」や「住基情報提供（情報連携で機構が取得不可の情報）」において、過去の住所情報や年金機構へ報告した所得情報の要否や範囲についてご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

#### 各業務における過去情報の参照が必要な項目

対象業務／プロセス		過去情報の参照が必要な項目（案）	
		要（国民年金が主となる情報）	不要（他から連携を受ける情報）
1	資格異動	資格取得、種別変更、資格喪失、国内転入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者情報/住民記録システム</li> <li>受給者情報/住民記録システム</li> <li>所得情報/住民税システム</li> </ul> 等各種連携データ
2	免除	免除・納付猶予、学生納付特例、免除理由該当等届、産前産後免除	
3	付加	付加加入、付加辞退	
4	給付	年金請求書、年金生活者支援給付金	
5	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	
6	情報提供・その他	所得情報提供、公用照会、所得証明	
7	統計・報告	-	

※過去の住所情報等は国民年金の異動履歴としてこちらに含む

必要な期間、システム上に保持

連携データにつき保持期間定義無

#### 【論点】

- 過去情報を国民年金等システムとして保持するか
  - 連携先システム／年金機構が保持する情報については連携/照会対象として保持しない仕様でよいか
  - 国民年金等システムが保持する情報は期限なく保持する仕様でよいか（あるいは保存年限の考慮が必要か）

✓ 事務処理基準に定める期間を基本とし、その他（機構保持情報等）は最低限の期間とする

## 4. 討議

### 4-7. 個別①：DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件

被保険者情報管理における「DV等支援措置対象者の管理」の要件に対し、「宛名等共通機能で管理するのが良い」「住民記録システムと連携できるとよい」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

#### 国民年金業務において必要な対応の考え方

##### 内閣府 男女共同参画局HP QA\*

国民年金の第3号被保険者が配偶者からの暴力が原因で扶養から外れた場合、国民年金についてどのような手続きが必要ですか。

国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）が、加害者の収入により生計を維持されなくなった場合には、お住まいの市町村において、**第3号被保険者から第1号被保険者に変更するための手続き**が必要になります。第1号被保険者になった場合は、国民年金保険料を納付する必要がありますが、**所得が一定額以下であるときは、年金事務所において、国民年金保険料の免除申請の手続き**をすることができます。**国民年金保険料の免除制度には、免除の審査に当たり、加害者の所得を考慮しない特例**が設けられています。

なお、年金事務所では、年金記録に収録されている住所等が他者に知られることのないよう、秘密保持への配慮のための手続きを行うことができます。

\* [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/siensya/07.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/siensya/07.html)

#### 支援対象者情報を利用する業務

	対象業務	利用プロセス
1	資格異動	・内容確認（種別変更） ・登録（種別変更）
2	免除	・登録（免除・納付猶予申請書受理・審査）
3	付加	—
4	給付	—
5	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	・報告書類作成（年金機構への報告・送付）
6	情報提供・その他	— 公用照会は特段の配慮無し
7	統計・報告	—

##### 【論点】

- 各業務において必要な情報は何か
    - 住民記録システムから連携を受ける項目（支援対象者情報）にて必要な情報は全て満たせるか
- ✓ 項目については意見無。DV支援措置対象者である旨のアラート機能を要件とする（ポップアップ等、方式は指定しない）